6

㈡　㈠の「附属情報」とは、6の㈠の(1)の病院等から6の㈠の(1)による届出（6の㈠の(1)の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる6の㈠の(1)の届出対象情報の届出（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。）を含む。6の㈠の(2)、6の㈡を除き、以下単に「届出」という。）がされた6の㈠の(1)の届出対象情報をいうこととした。（第五条第二項関係）

情報の収集、記録及び保存等

㈠　病院等による届出

(1)　病院又は(2)により指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第六条第一項関係）

(2)　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定することとした。（第六条第二項関係）

㈡　届出の勧告等

都道府県知事は、病院の管理者が㈠の(1)に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができ、勧告を受けた病院の管理者が、期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第七条関係）

㈢　都道府県知事による審査等及び提出

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた5の㈠により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

㈣　厚生労働大臣による審査等及び記録

厚生労働大臣は、㈢により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた5の㈠により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならないこととした。（第九条第一項関係）

㈤　死亡者情報票の作成及び提出

(1)　市町村長（指定都市にあっては、区長とする。(2)において同じ。）は、戸籍法による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長に提出しなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

(2)　(1)の保健所の長は、(1)により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一一条第二項関係）

(3)　都道府県知事は、(2)により(1)の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこととした。（第一一条第三項関係）

㈥　死亡者情報票との照合及びその結果の記録

厚生労働大臣は、全国がん登録情報（㈢により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。）を㈤の(3)により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報（死亡者情報票に記録され、又は記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、5の㈠により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。㈧において同じ。）を全国がん登録データベースに記録しなければならないこととした。（第一二条第一項関係）

㈦　全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化

(1)　厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならないこととした。（第一五条第一項関係）

(2)　厚生労働大臣は、(1)による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならないこととした。（第一五条第二項関係）

(3)　(2)の審議会等の委員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとすることとした。（第一五条第三項関係）

㈧　調査等

㈣による審査及び整理のための調査、㈥の照合のための調査、死亡者新規がん情報が判明したときの都道府県知事への通知並びに市町村、病院等の管理者その他の関係者に対する協力の要請について、所要の規定を設けることとした。（第一〇条、第一三条、第一四条及び第一六条関係）

7

㈠　情報の利用及び提供

厚生労働大臣等による利用等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究等のため、一定の要件の下、これに必要な限度で、全国がん登録情報等を、自ら利用し、又は独立行政法人等に提供することができることとした。（第一七条及び第一八条関係）

㈡　病院等への提供

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録等に係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の請求を受けたときは、その提供を行わなければならないこととした。（第二〇条関係）

㈢　その他の提供

厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、一定の要件の下、これに必要な限度で、全国がん登録情報の提供を行うことができることとした。（第二一条第三項関係）

㈣　都道府県がんデータベース

(1)　都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次のイ又はロのいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び(3)により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができることとした。（第二二条第一項関係）

イ　この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であって、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

ロ　当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

(2)　都道府県知事は、(1)のデータベース（以下「都道府県がんデータベース」という。）を整備しようとするとき又は都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととした。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでないこととした。（第二二条第二項関係）